

2019年4月25日

文部科学大臣
柴山 昌彦 様

全日本教職員組合
中央執行委員長 小畑雅子

「御即位当日における祝意奉表について（通知）」にかかわる要請書

政府は、4月2日、天皇即位の当日に祝意を表すよう、各府省に対して、「1. 国旗を掲揚すること 2. 地方公共団体に対しても、国旗を掲揚するよう協力方を要望すること 3. 地方公共団体以外の公署、学校、会社、その他一般においても、国旗を掲揚するよう協力方を要望すること」を求める閣議決定を行い、通知しました。また、これをうけて文部科学省は、各都道府県教育委員会等に対し、学校及びその他の教育機関においてその趣旨に沿って対応することを求める通知を発出しました。

憲法において「象徴」として位置付けられた天皇の地位は、「主権の存する日本国民の総意に基づく」（第1条）とされており、天皇の退位にともなう「代替わり」は、憲法の原則である国民主権にもとづいておこなわれるべきです。にもかかわらず、国や行政が学校等に対して天皇即位への祝意の表明を指示することは、憲法第19条の思想・信条の自由と抵触し、教育基本法第16条に明記された「不当な支配」にあたるものであり、容認することは出来ません。

「日の丸」は、日本の侵略戦争遂行の象徴として扱われ、国民の間に意見の対立があります。にもかかわらず、これまでも「押しつけ反対」の声を押し切って、一方的に学校行事等への「日の丸」掲揚が強行され、学校教育への行政の介入が強められるようになりました。しかし、改訂学習指導要領には「入学式や卒業式などにおいては、国旗を揚げると共に国歌を斉唱するよう指導するものとする」としていますが、具体的な方法が示されているわけではなく、学校の判断によるとされています。

全教は、政府による各都道府県教育委員会・各指定都市教育委員会に対する、天皇即位における祝意表明の強制に対し、強く抗議するものです。その立場から以下のことを強く求めます。

記

文部科学省は、「御即位当日における祝意奉表について（通知）」を撤回すること。

以上